

平成23年2月4日

受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

「明治安田ライフプランファンド20」
「明治安田ライフプランファンド50」
「明治安田ライフプランファンド70」
証券投資信託約款変更の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」、「明治安田ライフプランファンド70」（以下、総称して「当ファンド」ということがあります。）、および当ファンドにおけるアメリカ株式の実質的な運用を行っている親投資信託「明治安田アメリカ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）につきまして、投資信託約款の変更を行う予定ですのでお知らせいたします。

今後とも、当社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）対象ファンド

親投資信託「明治安田アメリカ株式マザーファンド」
追加型証券投資信託「明治安田ライフプランファンド20」
追加型証券投資信託「明治安田ライフプランファンド50」
追加型証券投資信託「明治安田ライフプランファンド70」

2. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク（以下「UBSアメリカズ」といいます。）との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行う予定です。

3. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をUBSアメリカズに委託してまいりましたが、当社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、UBSアメリカズとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。なお、変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

4. 日程について

| | |
|----------------|---|
| 電子公告開始日 | : 平成23年2月4日 (当社ホームページ(http://www.myam.co.jp/)上にて公告) |
| 異議申立期間 | : 平成23年2月4日から平成23年3月7日 |
| 異議申立受益者の買取請求期間 | : 平成23年3月9日から平成23年3月28日(予定) |
| 投資信託約款変更の適用日 | : 平成23年4月1日(予定) |

5．異議申立の方法

平成23年2月4日現在の受益者（マザーファンドに関しては、当ファンドを含めたベビーファンドにおける受益者とします。）で、信託約款の変更についてご異議のある方は、書面（書式自由）に以下の内容をご記入のうえ、平成23年3月7日（必着）までに下記へご送付ください。

信託約款の変更にご同意いただける場合は、お手続は不要です。

(1) 宛先

〒107-0061 東京都港区北青山3丁目6番地7号

明治安田アセットマネジメント株式会社 投信ディスクロージャー部 異議申立受付係 宛

(2) ご記入いただく内容

ご住所

氏名および捺印

電話番号（日中ご連絡先）

保有ファンド名および口数

取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号

本件変更に関する旨(例:外部委託先の解除に伴う信託約款の変更に関する異議を申立てます。)

該当ファンドにおいて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、当社では、書面にご記入いただいた取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただきます。この場合は下記7.の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受付を行うものとします。

[留意事項]

- お申出いただいた内容に不備がある場合やお申出内容の確認ができない場合等は、異議申立の受付ができない場合がありますのでご注意ください。
- 異議申立にあたり、お客さまに関する個人情報を販売会社および受託会社が共有することにご同意いただいたことといたしますのでご了承ください。なお、本手続に伴い当社が取得したお客さまに関する個人情報は、異議申立受益権口数の管理および買取請求に関する事務を処理する目的で利用するもので、その範囲を超えて使用することはありません。
- 郵便事情等により異議申立書面が未着となった場合、当社はその責を負いません。

6．異議申立の判定

平成23年2月4日から平成23年3月7日までに、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成23年2月4日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託約款の変更を平成23年4月1日より適用いたします。

また、このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続を行っております。

そのためマザーファンドの重大な信託約款の変更につきましては、各ベビーファンドにおける反対のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が2分の1を超えた場合には、信託約款の変更が中止されます。

この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ電子公告開始日現在における知られたる受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託約款の変更の決定（平成23年3月8日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

7. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

この信託約款の変更を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常のご換金手続をしていただくこともできます。

買取請求期間：平成23年3月9日から平成23年3月28日まで

当社より、異議申立をされた受益者の方に買取請求手続に関する書類を送付いたします。

受益権の買取を請求される場合は、当社が送付する の書類添付の買取請求必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。

買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。

受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。

受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいたご指定の銀行口座等に買取代金が直接振込まれます。

なお、買取代金は、買取価額から振込手数料および郵送料が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の「買取請求」は、この信託約款の変更に異議申立をされた受益者の方のみを対象とするものであり、通常のご換金手続である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金手続よりも日数を要する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常のご換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記までお問い合わせください。

以上

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）